

京都市情報公開・個人情報保護審議会

第4回制度部会 議事要旨

1 日 時 令和4年4月27日（水） 午前9時30分～午前11時30分

2 場 所 職員会館かもがわ 第5会議室

3 出席委員 山田部会長、小林委員、曾我部委員、宮村委員、渡辺委員
欠席委員 松塚委員

4 概 要

(1) 本市における個人情報保護制度の見直しについて

事務局から資料に基づき説明を受けた後、次のような発言があった。

ア 個人情報ファイル簿、個人情報取扱事務目録

（事務局）本日欠席の松塚委員からは、個人情報ファイルに含まれる本人の数が少数であるものまで網羅的に個人情報ファイル簿の作成・公表の対象とすることは、市内部の事務が煩雑となるおそれがあり、国が示す1,000人という基準で区切ることは一定仕方がない面があるとの御意見をいただいている。

（渡辺委員）1,000人を超える個人情報ファイルが個人情報ファイル簿の作成・公表義務の対象であるとのことだが、考え方（案）は1,000人を超えない個人情報ファイルについても個人情報ファイル簿を作成するが、審議会への通知等の対象としないということか。

（事務局）1,000人を超える個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿を作成する。一方で、1,000人を超えない個人情報ファイルについては個人情報ファイル簿の作成等を行わないが、個人情報ファイルの名称等を公表し、簡素な形式ではあるが保有状況が分かるような仕組みを考えている。

（小林委員）1,000人を超えない個人情報ファイルについて個人情報ファイル簿を作成しないとの考え方もあるが、従前から同じようなものが作成されており、1,000人を超えない個人情報ファイル簿を作成しても事務負担等は以前と変わらないのではないか。

（山田部会長）従来の事務目録で網羅している範囲との関係では、1,000人を超えない個人情報ファイルについてはどうなるのか。また、従来の事務目録には、取り扱う個人情報の項目が記載されているのか。

（事務局）現行条例で作成している事務目録は、個人情報を取り扱う事務を単位としており、事務そのものの対象者数が少ないものも含まれている。今後は個人情報ファイルを単位となるため、個人情報ファイル簿の作成対象とならないような個人情報ファイルの有無も把握できるような事務単位で確認できる一覧を作成することを考えている。事務目録はチェック項目を設けて保有する個人情報の項目を明らかにしている。

（山田部会長）1,000人を超えない個人情報ファイルについては、詳細な項目の記載がなくなり、把握できなくなるのではないか。

（事務局）1,000人を超えない個人情報ファイルについては、まずは保有の有無をお示しするこ

とで考えている。所管課を掲載しており、詳細な内容については直接確認することが可能であると考えている。

(宮村委員) 事務目録は公表されているのか。

(事務局) 事務目録は情報公開コーナーで閲覧に供している。

(宮村委員) 1,000人を超えない個人情報ファイルについては、それだけでは詳細な内容までは一覧ではわからないため、追加的に所管課への問い合わせや情報公開請求といった手続きが必要になる。1,000人というしきい値が適切かどうかの議論はあるが、法令で決められている内容は仕方がない。その部分についても保有状況を可視化しようとする取り組みには賛成である。その一方で、個人情報ファイル簿の準備やリスト作成は煩雑であると考えられ、条例施行時に一括で公表できるのかという運用面に課題を感じる。難しいようであれば、条例で事務目録からファイル簿への移行期間を定めることも考えられるのではないか。

(事務局) 法律で規定されている個人情報ファイル簿の作成・公表は、法律の施行期日までに実施する必要があり、制度所管課として庁内周知等にしっかりと取り組んでまいる。既存の事務目録を活用することで、新たな個人情報ファイル簿や保有状況の一覧を作成することについては、事務的には可能であると考えている。

(曾我部委員) 個人情報ファイル簿の公表は、どのような方法を検討しているのか。

(事務局) 個人情報ファイル簿の公表は、行政機関等匿名加工情報の提供制度にも関連するものである。提案募集についてはインターネット等により実施することとなり、遠隔地からのアクセスも可能な方法であるべきと考えている。個人情報保護法の適用後は、事務所への備付とインターネットによる公表が必要であると考えており、情報公開コーナーでの閲覧とインターネットによる公表を考えている。

(曾我部委員) 個人情報の提供先の透明化は重要であり、経常的でない提供先の掲載については、提供時期等の掲載を考えているのか。

(事務局) 経常的でない提供先は、期間を定めて提供した時期を掲載することを考えている。

(渡辺委員) 個人情報ファイル簿に掲載される記録項目の欄は、事務目録のようにチェック形式での記載となるのか。また、事務単位で保有する個人情報の項目は掲載されないのか。

(事務局) 個人情報ファイル簿の記録項目の欄は、チェック形式ではなく氏名や住所などの具体的な項目を列挙する必要がある。1,000人を超えない個人情報ファイルについては、事務目録のチェック形式と比較して視認性が低下するようにもとれるが、事務単位と個人情報ファイル単位は異なるものであり、1,000人を超えない個人情報ファイルも相当数存在することが考えられることから一覧での掲載は個人情報ファイルの保有状況を明らかにすることで、情報へのアクセスを確保している。

(渡辺委員) 保有している個人情報の項目がわからなければ、あるかどうかわからない個人情報の開示請求が増える可能性が考えられる。

(曾我部委員) 個人情報ファイルに該当しない一時的な取得にとどまる個人情報などについては、どのように考えているのか。個人情報ファイルに該当しないものについても、取得の適正性を確認する必要があるとも考えられるし、該当しないものは権利利益の侵害の度合いが小さく、作成を省略することが可能とも考えられる。その点も検討し、事務目録を廃止するという結論に至ったのか。

(事務局) 個人情報ファイル簿の仕組みに移行するにあたり、一時的な取扱いのファイルだけではないが、制度所管課として公表対象数の増減について把握し、必要であれば報告させてい

ただ。

(曾我部委員) あまり想定されないが、精査していく中で支障が生じた場合はどうするのか。

(事務局) 規則や要綱で改善できるような制度構築を当初から考えていきたい。

(小林委員) 目的外利用・提供について、今後は事前の審議会での手続きではなく、事後的な関与となるのか。

(事務局) 後ほど審議会の役割の審議において説明するが、個別の事案に対して審議会に参考に意見をいただくことはあると考えている。

(山田部会長) 電算処理されていない個人情報を保有していれば、マニュアル処理ファイルに該当するのか。

(事務局) マニュアル処理ファイルには散在情報は含まれない。氏名や生年月日等により特定の個人を容易に検索できる状態のものを指し、紙の簿冊から特定の個人を容易に検索が可能であればマニュアル処理ファイルに該当する。

(曾我部委員) その点からは、散在情報は事務目録であれば捕捉できるが、個人情報ファイルでは捕捉できないということになる。

(山田部会長) 個人情報ファイル簿の記録項目については、特定個人情報保護評価書のように項目が列挙されるイメージでよいか。評価書ではシステムで扱う項目名が列挙されている場合もあり、市民がこれを見て分かるのかといった疑問がある。

(事務局) 記録項目については、職員のアクセスログなどを除き個人に関する項目を列挙することとなる。個人情報ファイル簿は市民に向けて公表するものでもあるため、分かりやすい表現に置き換えることは必要と考えている。

(山田部会長) 本項目については、従来の目録を廃止し、個人情報ファイル簿に一元化するが1,000人を超えない個人情報ファイルの保有状況も分かるようにするとのことである。また、現行の個人情報取扱事務と同様の届出制度を継続されるとのことだが、移行により網羅されなくなった部分への配慮はされたい。

イ 行政機関等匿名加工情報の提供

(事務局) 本日欠席の松塚委員からは、次のような御意見をいただいている。以前他都市の審議会委員をしていた際に地元の農業の活性化のために自治体が保有する農業に関する情報の第三者への提供に関して審議を行い、審議会として提供を否決したことがある。自身は産業の育成等を目的として自治体が保有する情報を利活用することを前向きにとらえるべきであると考えており、本制度は自治体が保有する情報を利活用するといったこれまでにない観点であり重要である。

(曾我部委員) 本制度は京都市独自にできることが少なく、国や他都市と制度を合わせることになるため、基準や運用についても横並びに考えればよいのではないかと。次世代医療基盤法においては認定事業者が各医療機関等から情報を集積し、加工等を行うという役割を担っている。京都市の情報のみを提供することにどれだけのニーズがあるのかについては、疑問がある。体制を全国レベル若しくは一定規模で実施しなければ制度として成り立たず、条例で独自にやるべきことは少ないと考えている。

また、学術目的での個人情報の提供についても重要であるとする。学術目的での提供については「特別の理由」が必要とされるが、これについても一定の加工を施して提供することが考えられ、学術目的での個人情報の提供に関する体制についても併せて検討してはどう

か。現状、学術目的での個人情報の提供を認めている例は少なく、産業目的での利活用が重要であることは私も同意見であり、同様に学術目的での利活用の視点も重要であり、条例に規定しないまでも運用において検討することが望ましい。

(事務局) 過去には学術目的での提供例はあることから、今後統一的な対応ができるよう検討を進めてまいる。事業者からのニーズは予想できないが、地域に根差した調査や市内に大学が多いことなどから、京都市に対しての提案も一定あると考えている。

(曾我部委員) だからといって加工基準等を独自に定める必要はなく、ローカルな需要であれば独自基準での対応も可能だが、全国的な需要については全国的な基準であるほうが望ましい。両方の需要に対応するためにも独自の基準でないほうがよいと考える。また、国が現時点で説明している制度全体が不透明であり、独自に定めない方がよいのではないかと考えている。

(宮村委員) 学術目的での提供と足並みを揃えることは必要である。過去に京都大学へ医療情報を提供した例でも、学術研究機関が情報を収集し、企業と連携して資金確保を行うといったものであり、学術目的と産業目的のどちらの側面もあるものであった。そのことから、学術目的での提供と産業目的での提供については、基準の均一化を念頭に置く必要がある。加工方法や基準適合性の確保については、独自性を持たせる余地は少なく、その他の部分でいかに運用していくのかと思う。

審査基準である「新たな産業の創出」等の要件をどのような観点で審査するのかについての庁内での統一的な運用が必要である。また、行政機関等匿名加工情報の提供については私法上の契約であり、事後的なトラブルも想定されるため、提供内容の事前の双方での確認や契約内容をチェックする仕組みも必要である。適切な利活用を進めるということに異論はないが、細やかな運用面の整備が重要である。

(事務局) 他都市で提案が認められた内容であっても、本市が提案を受けた際には本市として判断する必要がある。各都市が判断することになるため、同種の提案について自治体ごとの判断に差が生じてしまうといった課題も制度開始以降には生じると考えられる。

(曾我部委員) 「新たな産業の創出」等の要件についてはある程度広く捉えられるが、資するものかの判断については事業の存続可能性等を審査することになるのだろうか。当審議会が議論するとして、個人情報保護の専門家等がはたして審議できるのだろうか。

(宮村委員) 「新たな産業の創出」等の要件については、文字通り読んでしまうと、例えば既に提案された内容に類似した事業を提案した際に、「新たな産業」ではないため、審査基準に該当しないと判断されてしてしまう危惧がある。審査基準の統一的な運用を検討する際は、そのような判断がなされないように注意する必要があるだろう。

(曾我部委員) 提供する情報については、匿名加工された情報であり、審査要件についても限定的に判断する必要があると考えられる。

(渡辺委員) 積極的には推進すべきでないと思える事業であっても産業創出に資するとして提案を受けた場合には、提案を認めることになるのだろうか。審議会が判断することは難しいと考えるが、市として推進すべきでないだろう事業であっても、産業創出に資するものであると主張されれば断りづらい。一方で、学術目的であれば産業創出に資することはないとして容易には認められない規定ではないかとの印象を受ける。

(小林委員) あくまで契約であり義務はないため、事務支障として契約しないことは可能であろう。

(曾我部委員) こういったことも含めて国からの情報は不足している。次世代医療基盤法では、どこまで加工するかについて個別に協議を行い、ケースバイケースで加工水準を決めているようである。また、匿名の深さや加工された情報の有用度を図る指標があり、加工の技術やノウハウ自体は存在している。次世代医療基盤法においては、認定事業者の中に審査委員会を設置しておりそういったチェックが実施されている。

(小林委員) どこまで加工するのかという問題もあり、加工しすぎると利活用に支障が生じる。提供される情報をはっきりしないまま契約すると、納品後に損害賠償請求等の可能性が考えられる。

(事務局) 事業者の提案項目に、加工方法を特定するに足りる事項として、住所は都道府県でよい等、加工程度の記載を求めることとなる。それも含めて提案審査することから見当違いの情報を提供することはないと考えられるが、契約に当たっては提供する予定の情報項目を示す等の事前調整を実施することとなるだろう。

(曾我部委員) 提案段階でも相談することになるのか。

(事務局) 提案書の提出前にも、事前に相談できる体制が必要であると認識している。また、費用負担や情報の質についても提案する事業者に御理解いただくことが必要であり、制度開始当初は個別に協議し、互いに納得した上での契約締結が重要と考えている。

(山田部会長) 匿名加工情報は、個人情報由来の個人情報ではない情報を、企業等の要請に基づきカスタムメイドしていくことになるが、オープンデータとの関係はどう考えればよいのか。京都市では積極的なオープンデータの公開は検討しているのか。

(事務局) オープンデータについては、保有する情報を統計的に処理し広く社会に利用していただくためのものである一方、匿名加工情報は個別の提案に応じて作成するものであり、匿名加工されているが若干の具体性を有していることから事業の活用に有用なものである。オープンデータと匿名加工情報の性質は異なるものであり、既に公開しているオープンデータで対応できるものやオープンデータでは対応できないが匿名加工情報の提供制度により対応が可能なものなども想定され、オープンデータの所管部署とも連携を図ってまいる。

(曾我部委員) オープンデータの利活用が進まないのも、自治体ごとに独自の手法で公開されているからである。その反省も踏まえて、匿名加工情報については他の自治体との統一性が重要である。

(山田部会長) 本審議事項については、全国統一的な運用が求められるものであり、京都市独自に条例に規定することは考えにくく、法の趣旨に則り利活用を進めることとなることから、全国的な動向にも注視しつつ運用を検討されたい。また、情報公開条例への非公開情報の追加についても異論はなく、考え方(案)に審議会として異論はない。

ウ 審議会の役割

(事務局) 本日欠席の松塚委員からは、これまで電算処理等の審議など形式的になっているものも見受けられたが、今後は主たる審議は制度改善等へと移行し、よりよい審議の場となるのではないかと御意見をいただいている。

(小林委員) 目的外利用・提供の可否は市内部において判断され、事後的に審議会に報告されるということか。

(事務局) 目的外利用・提供に限ったものではないが、個別事案の審査の在り方については類型的に事前に審議会が承認する仕組みではなくなる。これまでも認められているようなも

のや個人情報保護委員会が明確に示しているものについては意見聴取を予定していないが、新規性が強いものや権利保護の観点から重要性の高いと考えられるものについて、審議会にご意見を聴きたい。審議会には、引き続き大切な役割を担っていただきたいと考えている。

(曾我部委員) 審議会への報告事項に関して個人情報の漏えい等については審議会に報告されるところであるが、審議会への報告が年間の発生件数なのか都度事案の報告なのかによって、個人情報保護委員会への報告事項と審議会への報告事項は異なると考える。個人情報保護委員会へ通知や報告する事項と、審議会への報告事項との関係はどのように考えているのか。

(事務局) 個人情報保護委員会に報告する内容は重要な事項であり、本市の審議会へ報告しない理由はないと考えている。

(曾我部委員) 審議会への報告は、第三者機関に意見を求める側面と報告を通じて市民に情報公開する側面があり、後者は市から直接公表する手法もあるため、そのことも踏まえてどういった内容を報告事項とするのかについて検討されればよい。

(事務局) 個人情報保護委員会事務局とのやり取りについては、市民の目に触れにくいものであり、個人情報保護制度が適切に運用されているかどうかについて、審議会の場において報告することは従前と変わらない必要性があると考えている。そういった観点からは、個人情報保護委員会への報告と審議会への報告の目的は、同一のものではない。

(小林委員) 報告を受けるだけであれば、審議会というに値するのだろうか。

(曾我部委員) 報告に対する審議会からの意見を踏まえて、自ずと市が考え方を改善していく効果は考えられるのではないか。

(山田部会長) 今後の審議は諮問された事項のみとなり、それ以外については意見を述べることになるだろう。

(事務局) 今後は現行条例における類型的な審議事項を事前に審議することはなくなるが、本制度部会での審議のような制度の改善等について諮問することは法律上で位置づけられており、そういった役割を担っていただくことになると考えている。また、個別事案について審議会から出された意見は本市が判断するための重要な意見であり、審議していただく役割は維持されると考えている。

(小林委員) 市が判断した内容に対して、報告を受けた審議会が反対意見を出した場合はどうするのか。

(事務局) 報告事項について遡及して判断を変えることはないが、監査的な役割として審議会からの意見を受け今後の運用等を見直すことが考えられる。

(山田部会長) 類型的な意見聴取はなくなるが、個別事案について事前に意見聴取することは可能なのか。

(事務局) 個人情報保護委員会へ確認を行っているところであるが、個別事案については意見聴取を行い、意見を踏まえて市が判断することになる。

(宮村委員) 類型的な事前審議ができないため事後的な報告に移行することについて異論はないが、意見聴取を行わず市が判断した案件についても審議会の関与が必要ではないか。

(事務局) 報告については類型的なものであり、意見聴取を行ったうえで判断したものだけでなく、意見聴取を行わずに判断したものについても報告することを考えている。

(宮村委員) 報告が形骸化し事後的なチェック体制が機能していなければ報告の意味がなくな

ってしまう。しっかりと機能するような報告方法や内部規律の整備を検討されたい。

(渡辺委員) 審議会への意見聴取を実施する場合に関して条例への明文化はどのように考えているのか。特に必要と認める場合といった規定は典型的な取扱いに当たるのか。

(事務局) 特に必要と認める場合といった規定であれば典型的な取扱いに当たらないと考えている。審議会への事前の意見聴取をカテゴリとして規定することが難しいと考えている。

(渡辺委員) 明文化された根拠がなければ徐々にその手続きが衰退することが危惧される。そうになると審議会も事後報告を受けるだけで、報告に対する意見も出すことなく形骸化することもある。

(宮村委員) 意見聴取を行う際の相場感をコントロールできる仕組みであるべきである。

(渡辺委員) 先例があれば参考となるが、根拠もなく運用に任せていると希薄になってしまう。

審議会の役割が大きくあるべきとは言わないが、審議会は意義のある附属機関であるべきではないだろうか。

(事務局) 条例に規定せずとも、わかりやすい制度となるよう検討してまい。

(山田部会長) 今まで以上に、制度所管課の役割も重要になってくるだろう。

(2) その他（今後の予定）

第5回制度部会は、答申案を審議することとし、令和4年6月7日（火）午前9時30分を開催することとした。